

総務文教委員会会議録

平成23年3月3日 10時04分 開 会
11時38分 閉 会

網 走 市 議 会

午前10時04分 開会

○小田部委員長

おはようございます。皆さん御苦勞さまでございます。

本委員会に傍聴者2人、網走タイムズの今村記者、それから、札幌市東区の和田義光さんという19歳の方が傍聴を希望されています。よろしいですね。

（「はい」の声あり）

○小田部委員長

それでは、早速委員会に入ります。

本日の委員会でありますが、議案3件、請願5件、陳情1件、要請2件の合計11件を審議いたします。

各議案につきましては、2月21日開催の説明会において既に理事者側から詳細に説明を受けておりますが、今回は簡単な説明に取りまとめでいただいて審議に入りたい、このように思います。

それでは早速、議案第14号平成22年度網走市一般会計補正予算中、所管分について説明をお願いします。

○佐藤企画総務部次長

平成22年度網走市一般会計の補正について御説明申し上げます。

内容でございますけれども、財政調整基金の積み立てでございます、各種寄附金、運用利息を財源として積み立てるものでございます。

以上でございます。

○小田部委員長

御意見求めます。

○山田委員

ちょっと中身をお聞かせいただきたいのですが、総務費、総務管理費、財政調整基金費の産業振興基金の積立金の寄附金なのですが、非常にありがたい、1,260万円という寄附があったようで、どんな寄附なのか。

○佐藤企画総務部次長

これは多額の寄附者がいらっしゃいまして、1,000万円ほどの寄附が1件ございました。それで大きな金額になっております。

○山田委員

わかりました。

○小田部委員長

他に。

○飯田委員

基金の中で、トライ・フォー・グリーン基金というのがあって、緑化基金に積み立てる。たしか初年度は日本ラグビーフットボール協会から、全国の合宿をやっているところ、トップリーグの森ということで、森をつくって、そういうようなワントライの数で基金を合宿地で作ってやると。初年度はたしかスポーツ・トレーニングフィールドに成木を植える。これが継続するかどうかということが懸念されたのですが、たしか3年間ですか、スポーツ・トレーニングフィールドも入れて3年間やって、初めはスポーツ課だったのですが、今は農政課のほうに所管がえになっている。

それで、大曲の湖畔園地にトップリーグの森ということで、5ヘクタールほどだったと思います。今年度は1ヘクタールの苗木を植えたのですが、今後、これが継続されるとは限らないというような話もあったのですが、その辺の見通しはどうなのですか。

○大澤副市長

今、委員おっしゃったとおり、ラグビー協会からのトライに応じての寄附につきましては、今年度から大曲湖畔園地で植樹をしていくということで、今おっしゃったとおり、この先ということとは確定はしておりませんが、一応10年程度続くという前提のもとで、面積的には5ヘクタールだったかと思いますが、一応そういった用地は確保して、そこで継続して植樹を実施していくという考えでおります。

○飯田委員

基金も、趣旨としてはいいですし、大曲湖畔園地に建物等を建てるような開発でなしに、森というようなことで、あそこは河畔のことも考えた機能、植生といいましょうか、考えられていると。今、副市長が10年ほどと言ったのですが、その辺はどうなるかわからないということは抜きにして、恐らく、多分農政課のほうに所管がえになったということは、結果的には自力でもやるということの証明だと思うので、その辺も含めて、この付近を、トライ・フォー・グリーン基金がたまたま都市緑化基金の中での大きな位置を占めているのですが、農政課の中でそのような木の植生ということできちっと位置づけているならば、自力でもやっぱりやるということも含めて、この基金を大事にしていっていた

だきたいなというような希望を述べて、終わります。

○小田部委員長

他に御発言ありませんか。

(「なし」の声あり)

○小田部委員長

それでは、本件は全会一致をもって原案可決すべきものと決定いたします。

続きまして、教育費、渡邊管理課長、お願いします。

○渡邊管理課長

それでは、小学校の特別支援教育費の補正につきまして御説明申し上げます。

議案資料の8ページとなりますけれども、この4月に市内の小学校に特別支援を要するお子さんが入学いたします。そのお子さんについては、まだ排せつが自立していない状況にありますことから、この児童のために学級内にトイレとシャワーの衛生設備を設置しようとするものの補正でございます。よろしくお願いいたします。

○小田部委員長

意見ございませんね。

○飯田委員

恐らく前にも私、質問したと思いますけれども、学校施設のバリアフリー、これも恐らくバリアフリーの一環としてやるということであるならば、学校整備計画の中でバリアフリーをしっかりと位置づけるということを私はしっかりと念頭に置いたらいいのではないかなと思います。

特にパラリンピックで金、銅メダルをとりました狩野選手が網走の小学校、中学校、高校を卒業したと。多分、あのときに階段を上がるのに昇降機を網走小学校に設置したと。その後、第一中学校に持っていった。その後、南ヶ丘高校がそれなりの措置をしたというようなことなので、決してその対象の方がいるからするのでなしに、全体的な整備計画の中で、私はバリアフリー化の中でしっかりと位置づけていくべきものだというふうに、これは非常にいいことなのですけれども、バリアフリーということを考えて位置づけていってほしいということを私は要望します。

○小田部委員長

発言の途中ですけれども、北海道新聞の谷本雄也氏が傍聴を希望しています。許可いたします。

他に御発言ありませんか。

(「なし」の声あり)

○小田部委員長

なければ、本件は全会一致をもって原案可決すべきものと決定いたします。

続きまして、債務負担行為について、佐藤企画総務部次長、説明をお願いします。

○佐藤企画総務部次長

債務負担行為の補正について御説明申し上げます。

資料第2号の1ページ、3番、債務負担行為の補正、一般会計のところの限度額7億3,824万4,000円についてでありますけれども、この補正につきましては、平成23年度の施設管理業務、警備関係の委託などの契約について、22年度中から事務をとり行わなければなりませんので、債務負担行為を設定して事務処理を行うものでございます。

以上でございます。

○小田部委員長

御意見ございませんか。

○山田委員

ちょっと1点だけお聞きしたいと思うのですが、約7億4,000万円と。それで、庁舎及び公共施設等の管理委託ですから、前回もちょっと確認した経過がありまして、内容的には194件程度ということで、ちょっと数字が間違っていたらあれですが、190件以上あるということで、総務文教委員会で所管するのか、経済建設委員会で所管する、生活福祉委員会でも所管する、それぞれの施設があると思いますから、ここで施設、施設でどうだということではなくて、例えば契約に至る経過の中で、方法としては入札があったり、随意契約があったりすると思いますが、その辺は原課の中での各対応ということになっているのか、ちょっとお聞きしたい。

○佐藤企画総務部次長

この債務負担のトータルの件数でございますけれども、195件ございまして、契約につきましては、各原課が金額、内容によりまして、入札を行ったり随意契約を行ったりしております。

○山田委員

理解しました。

それで、今、入札制度、いろいろ言われていまして、なるべくまとめて効率よくやれという一つの考え方と、今のいろいろな網走市の状況を考えますと、いいかどうかの論議は一つありますけれ

ども、なるべく広く仕事とれる、委託契約ができるような視点も私は持たなければならないかなという考え方を持つ一人なのですが、一方では、入札を効率よくすることによって、ある程度余剰金が出るという表現がいいかどうか、そういうメリットも一つありますけれども、できる限り、先ほど言ったように、裾野の広い契約ができるようなこともぜひ頭の中に入れていただきたいと、要望としてお話をさせていただきます。

○小田部委員長

それでは、本件については、全会一致をもって原案可決すべきものと決定いたします。

続きまして、議案第22号網走市職員給与条例の一部を改正する条例制定について、鈴木職員課長の説明をお願いします。

○鈴木職員課長

網走市職員給与条例の一部改正について御説明申し上げます。

議案資料4号、25ページをお開きいただきたいと思います。

国家公務員におきましては、月60時間の時間外勤務時間の積算の基礎に、日曜日等の勤務の時間を含める改正が行われましたことから、当市におきましても国家公務員の取り扱いに準じまして、網走市職員給与条例を改正しようとするものでございます。

施行期日については平成23年4月1日から予定しているものでございます。

以上でございます。

○小田部委員長

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○小田部委員長

それでは、本件につきましても、全会一致をもって原案可決すべきものと決定いたします。

続いて、議案第27号大空町との定住自立圏の形成に関する協定の締結について、田口企画調整課長の説明をお願いします。

○田口企画調整課長

大空町との定住自立圏の形成に関する協定の締結について御説明申し上げます。

議案資料33ページ、資料9号をごらんいただきたいと思います。

初めに、協定の締結に係る法令等の根拠についてでございますが、本協定は、定住自立圏構想推進

要綱の規定によりまして、定住自立圏中心市と、その周辺にある1の市町村が人口定住のために必要な生活機能の確保に向けて連携する具体的事項等を規定した協定を締結するものでございまして、大空町との協定締結に当たり、網走市定住自立圏形成協定の議決に関する条例の規定に基づき、議会の議決を得ようとするものでございます。

協定の内容についてであります。別紙協定書をごらんいただきたいと思います。協定の内容につきましては、第1条の目的から第7条の疑義の解決までに記載のとおりでございまして、特に第3条、連携する取組及び役割分担については、別表1から3において、生活機能の強化、結びつきやネットワークの強化、圏域マネジメント能力の強化ごとに、その内容等に定めているものでございます。

以上、御説明を申し上げましたが、よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○飯田委員

何点かお聞きします。

広域連携は必要という立場なのですが、項目別にいうと、医療から、別表に出ていますように、3ページから9ページまで、医療では救急医療体制の確保だとか、観光では共通するところもものすごくあります。特に観光などは、空港が近いとか、共通する資源、網走湖なり共有されている。そういうことからすると、かなり連携が深まるということです。

ただ、教育の関係で、一つの例として、スポーツ合宿との連携ということを考えた場合、例えばトレーニングフィールドは大空町に近い。大空町も合宿もやっています。その場合に、網走のスポーツ合宿のトレーニングフィールドの売りを、大空町は恐らくこの連携協定に基づいて売り出してくると思います。特に飛行場からしますと、女満別からのほうがトレーニングフィールドは近いということからしますと。

そういうことも含めて、実際、相互利用ということなのだと思います。ちょっとスポーツ合宿一つとってみて、どの程度の相互利用を考えているのか、概略でもいいですけれども。

○田口企画調整課長

今御指摘のスポーツ合宿の件につきましても、教育の生涯学習の充実という分野の中で、中心市

宣言の中でも書いてございますけれども、生涯学習機会の充実を図るということとともに、スポーツ活動への参加なり、そういうスポーツ合宿を含めた中での連携ということも念頭には入っております。

ただ、具体的にどのような、詳細の部分につきましては、今後の共生ビジョンの中で策定していくこととなりますので、今のところ具体的な、この場合についてはこういう施設の相互利用というような詳細のところまでは、現在のところはまだ見えていないところでございます。

○飯田委員

そういうことを含めて、利用調整というのが私は必要でないかなと思うのです。特に教育の分野では、かなり従来の斜網ブロックという形で、教育もそうですし、それから社会教育の関係で、研修会等でかなりの利用調整をしているようですので、合宿においても利用調整がなされれば、大空町と網走市の発展のためにも相互利用が可能だと思います。

もう一つは、特に防災の関係では、消防が一部事務組合の関係で、大空町を中心にして、消防そのものはそういう中で消防行政の中でずっと連携をやっているのですけれども、防災となると、また今度は市と町との部局の違いがあるのですけれども、その辺を含めて、消防との調整を含めて、私は今、課長が言った別な協定ですか、協定書を結んでからまたやるのですけれども、そういう面はパブリックコメントなりも含めての住民の意見も聞くということも考えられていると理解してよろしいですか。

○田口企画調整課長

共生ビジョンにおきましては、パブリックコメントというフォーマットになるかどうかは別として、市民の意見をお聞きする機会を設けてまいりたいというふうに考えております。

○飯田委員

そういう方向でやってもらいたい。

○山田委員

中心市宣言をして、一步踏み出したということで、大変私も期待したいというふうに思っています。

ただ、課題としては、斜里町、清里町、小清水町も含めて、でき得れば、今後の課題というのは一つありますけれども、大空町と一步踏み出した

と。

それで、飯田委員からもありましたけれども、これからの具体的な部分は、骨子は今ここに書いてあるのですが、共生ビジョンはつくっていく段階で市民の声も聞きながらということで、今お話をいただきました。

非常に多項目にわたっていますが、観光の問題、大空町とはもちろん、空港があるということも含めて連携もしていかなければならないわけですし、福祉の面でも、子育ての部分で、交流の機会の提供も行っていきたいというような文面もございますし、水産資源の関係では、従来もされていたとは思いますが、網走湖の関係でいけば、女満別と網走の漁業者などで同じ場所を使っているという状況も一つありますので、ぜひ充実した共生ビジョンをつくっていただきたいと、こんなふうに思っています。

それで、いつも定住自立圏の提案があればお聞きしてまして、しつこいなというふうになるかもしれませんが、大空町は大空町としてこれから一步踏み出しますが、ほかの町村との新たな動き等がもしあればお聞かせをいただきたいと思います。なければしょうがありません。

○田口企画調整課長

一般的に斜網ということイメージするわけですが、大空町以外の斜里郡3町につきましては、これまでも委員会のほうに説明させていただいておりました経過がございますが、それ以降につきましては、特に中心市の網走市と大空町がまず始めるというところを前提としまして、多分、その進みを見ながら次のアクションに進んでくるというふうに思われまして、これまで委員会のほうに説明させていただいた以降の、特に進展はございません。

○山田委員

わかりました。

そうなると、大空町と提携して共生ビジョンを作成して、実際に動き出すと、ここをやっぱり見てくるという状況も一つありますし、ここを取り組みながら、ほかの町村にもぜひ、いつも言いますけれども、メリットだけを考えれば、私は単純にいいのかなというふうに思っている構想ですから、ぜひそういう意味で、原課のほうは大変かもしれませんが、ひとつよろしく願いして、質問を終わります。

○小西委員

今、お二人の方からいろいろとビジョンづくりの話で、住民の声を大事にする、聞くというような姿勢を持っているというのは理解をしました。

そこで、そのメンバーを選定するときに、ぜひ公募制というものも考慮していただければと思いますが、その辺の考えはいかがですか。

○田口企画調整課長

今後の共生ビジョンの策定についてでございますけれども、これにつきましては、定住自立圏共生ビジョン懇談会という会議を設置する予定でございます。その中には、当然、各分野に関する学識経験者や、医療、福祉、産業、地域公共交通などにかかわる方たちの専門的な現場の意見なりをお聞きするのは当然なのですが、そのほかにも、公募で募集するメンバーの方も含めた中での懇談会を設置したいというふうに考えております。

○岡本委員

山田委員が発言されたことでほとんど同じ論点ですから、ただといいますか、大空町との定住自立圏、当然、強化を推進する意味でも私は評価をしているのですが、ただ、今、現状の課題というか、細かい、ちょっとこれからの話だと思いますが、医療、福祉というようなお話もありました。消防、そういうのは事務組合、大空町との組合になっていますが、救急医療等々含めたときの、いわゆるその部分では、消防組合は大空町と網走市とで組合を設置していますが、一つ、簡潔に言うならば、医師会は大空町は網走の医師会に入っておらない、要するに美幌の医師会だと思う。また一方では、救急含めて、斜網の部分が、斜里の医療機関、消防組合含めて、みんな網走に来ている現状があるわけです。そういった部分での、斜網という表現の中のいわゆる定住自立圏の構想には入っていませんので、今後、山田委員の意見と同じですけれども、やはり大空町と網走市の定住自立圏の締結は、これはよしとして、今後、大変大きな、もう少し広げた形の中でどうあるべきかということもやっぱりしっかり議論していくことが必要ではないかと、意見として。

○高橋副委員長

網走湖についてですけれども、これは大空町と共有されているということは、先ほど委員の質問の中でありましたけれども、水質汚染という部分、それから環境ということにつきましては、同

じ価値観を持って臨んでいただきたいなど、こんなような感じておりますので、こちらもどうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○小田部委員長

定住自立圏の問題は、地方主権だとか分権だとか、そういう時代に、きのうのテレビであったような九州、福岡から鹿児島、この一体感、やっぱり時代はそういう方向に向かっているのだと思うので、そういうふうな時代認識をきちっと持ちながら、連携、相乗、そして地域、こういったことをしっかり踏まえて、今の各委員の皆さんの意向を踏まえながら、しっかりした自立圏構想を進めていただきたい。

以上をもって、議案3件については、全員の一致を見て原案可決と決定をさせていただきました。

以上で議案審議は終わります。

それでは、続きまして、これまで継続となつてまいりました請願5件を審議いたします。

本日の委員会においてもなお意見の一致を見ない場合は、今後も継続となります。そうなった場合は、委員の任期満了とともに審議未了、廃案となります。その場合は、補完措置、これは私、知らなかったものですから、事務局に聞いて精査いたしましたら、請願者にきちっと連絡をとって、同種同意の請願が必要であれば、再度、新たな請願申請をしていただく、こういうふうな事務手続をきちっとする、こういうふうなことが補完措置だそうでございます。

この認識に立って、以下、審議をいただきたい、このように思います。

請願第73号思いやり予算の全廃等に関する意見書提出についての請願、あとは詳しくは説明しませんが、横に審査の回数等々も付記してございますので、それを踏まえて御意見をいただきたいと思います。

○飯田委員

5回目になったと。過去4回の論点はありました。私どもが主張してきたのは、何とか請願を通してほしいといった論点は、そもそも日米での地位協定の中で、はっきりと米軍が維持する経費を負担するのだというふうなことがあります。

ただ、委員の一致を見なかったのは、抑止力ということで、必要ではないかと。ただ、この抑止

力も、前鳩山首相は、抑止力発言は方便だと。要するにこの中でも、象徴されるアメリカの世界戦略に沿った海外遠征軍が中心であり、日本防衛など任務としていないということを鳩山前首相はわかっていながら、公約を180度撤回して辺野古にやったということからすると、わかっていたのですね。

そういうことからすると、抑止力にもならないということから、やはりあれだけ事業仕分けに、各文教予算も含めて削り上げているのに、この分は聖域として手をつけないということでは、やはり納得いかない、日本国民として。これは何としても通すべきということを述べさせていただきます。

○小田部委員長

他に御意見。

○山田委員

今、飯田委員から出ましたから、話をしなければならぬ立場なのかなと思いますが、確かに鳩山さんがああいうことを言ったということは、私自身、個人的に考えても、これは軽々しいことだというふうに私は思っている一人です。

それで、思いやり予算の関係は、思いやり予算という表現がいいかどうかというのは一つありますけれども、私も従来から、これについてはやはり削減をしていくと、こういう考え方を持っていた一人なわけでありますけれども、今、政権が民主党がとった段階で、ここにも書いてあるように、ごくわずかしき削減がならないというような状況がここにうたわれていますが、やはりすぐに全廃するということが、外交上の問題で、果たしてできるのかということをいろいろ考えますと、最終的には、私はこういう予算というのはなくなるべきですし、地位協定ではしっかりアメリカが出すべきだとちゃんとうたわれていると私も認識をしています。経過の中で、先ほど言いましたように、外交的に、急に全廃ということになるかと考えますと、非常に難しい状況の一つあるのかなと、こんなふうに思っているわけでありまして、これは内容にあるように、即全廃をしてということの文面になりますと、私はちょっと賛同でき得ないかと、こういう考え方を申し上げたいと思います。

○小西委員

今、お二人からありましたけれども、私も山田

委員と同じように、このタイトルが、要するに現状からして、予算の全廃、これが、ありましたとおり、見直し、あるいは削減とかという表現であれば理解はいたしますが、全廃に関してはいささか今は現実的にはできないという理解のもと、従来からもそのような話をしてきた、今回もそれは変わっていません。

以上です。

○岡本委員

私もまさに今、小西委員から意見としてありましたけれども、私もそういうふうな意見です。

○高橋副委員長

全く同意見でございます。

○小田部委員長

意見の一致を見ませんので、そのような取り扱い、すなわち継続ということになります。このように決めさせていただきます。

続きまして、請願第81号政治と金の疑惑究明と企業・団体献金の禁止を求める意見書提出についての請願、これを審議いたします。

これについても5度目です。

○飯田委員

これは私たち議員団の出しました11番の要請があるのですけれども、これと共通していますので、あわせて……。

○小田部委員長

一括したほうがいいですか。意見として言ってください。必要であればそのようにします。

○飯田委員

内容的には、要するに政治と金の問題は言われてきました。政権交代の中でも、政権交代する前の選挙の間でも、企業・団体献金を禁止する、その前の、いわゆる今の政治体制、選挙体制になった小選挙区制、この中でも、要するに企業・団体献金が政治を腐敗させる原因、疑惑究明含めて、そういう観点から、民主主義のコストということで政党助成金が導入されている。だけれども、政党助成金が導入されても政治献金はそのままきで、両方受け取っているということは、何回も言ってきたのですけれども、こういうことからすると、やっぱり企業・団体献金は今すぐでもできるということもあります。

それと同時に、政治腐敗防止のための政治資金規正法、この改正も前から同時に言われてきた。要請の中に六つほどありますけれども、要するに

企業、業者団体、労働組合等の団体の政治活動に関する寄附の禁止ということが政治資金規正法の中に入っていないものですから、それを改正すると。特に北海道であった小林千代美議員の事件などは、それら象徴するような事件だったので、私は企業・団体献金の禁止を求めると同時に、政治資金規正法の改正をあわせて行わないと、この問題の根本解決にはならないということで、これらの二つをぜひ通して、意思を示すべきだと思います。

○小田部委員長

委員長として申し上げます。

請願第81号は、具体的に企業・団体献金の禁止、これを求めています。

それから、これから新しく審議する政治資金規正法の改正、これをばかして一括審議しても、これは請願と要請ですから、ですからこれは意見としてはそういうふうな関連があると、こういうふうに委員長として認識していますけれども、その範疇で請願第81号について質疑をいただきます。

皆さんいかがですか。

○山田委員

今、飯田委員からお話ありました。この請願第81号の内容でいえば、企業・団体献金というのは禁止をすると。今の政権も、選挙の前にはこういうことをうたっていたはずですが、そういう意味では、政党助成金との兼ね合いは一つありますけれども、企業・団体献金の禁止は、やはりする方向ということは私は大事だというふうに思います。

ただ、81号は、政治と金の疑惑究明ということが一つ前段についていまして、記の部分の1、2の関係でいきますと、鳩山さん、小沢さんの名前が出ていますが、それぞれ司法の部分で結論が出ていますし、ただ、小沢さんの場合は審査会が2回とも、最終的に起訴されて、これから司法の場でまた論議をされることになります。

それで、国会の中で、やっぱり国民に対しての説明責任があるということが、今、国会の中でいろいろされていますから、必要性は一つ理解をするにしても、81号については、政治と金の疑惑究明の部分も含まれているということを考えますと、少し、5回目になりますから、様子を見ろという言葉はあわないのかもしれませんが、今、国会がいろいろ動いている中で、私はもう少し見き

わめたいと、このように思います。

○小田部委員長

他に。

○岡本委員

山田委員から発言がありましたけれども、ちょっと時期的にタイムリーでない部分もあるわけですが、強く求めているのは、政治と金の疑惑といいますか、企業献金と団体献金の禁止というふうなことだというふうに認識しておりますが、以前に私は、ちょっと自分の発言がどうだったかというのを明確に記憶をしておらないのですが、ただ、政治資金、企業献金含めて、助成金もあるわけですからということで、廃止というふうなことも言われることは、正直、理解しつつも、やはり議員自体が、地方の議員が国会活動するに当たって、やっぱり特に北海道などというのは、東京から遠距離にある地域であるわけですから、地元の施設、支所等々含めて、やはり政治活動を展開するに当たっての必要経費が政党助成金で賄われるのかどうかということも一つ僕はあるのだというふうに思います。

そんな観点からして、やはり政党助成金というのは、東京にある選挙区の議員であっても、地方の選挙区から代表として出ている国会議員であっても、現実的には同じ金額しか配分されないというふうな話も一部聞いておりますので、私は、やはり透明性、あるいはこういったことというのは当然時代的に求められると思いますけれども、団体・企業献金の廃止、禁止ということに関しては、ちょっと私は議論は要ると申し上げて意見とさせていただきます。

○小西委員

私もここに出ている願意そのものは、方向性としては時代の流れだというふうに思っています。

ただ、今、現行の政治資金規正法、これがある中で、これを、岡本委員もおっしゃったように、きちんと透明性、きちんとやれば問題がないはずなのですが、いかんせん、そのようなことが起きているのが実態です。

そのような中で、今後とも、山田委員もおっしゃっていたような、私もそういう思いはあるのですが、やはりここは少し模様待ちというのか、そのような感覚であります。

○高橋副委員長

確かにお金に関して自浄能力というのは本当に

大事なことだと思っております。それと、企業献金と団体献金をなくしていくということも、ある意味で賛同をできるところもございます。

ただ、政党助成金、これだけは、やはりそこまでするということに関しては、ちょっと疑問は感じるところであります。

○小田部委員長

丁寧に各委員、多分最後の審査になりますから、聞いていきます。

○飯田委員

やむを得ないのかなのですが、これが出てから、平成22年3月からやっているのですけれども、ロッキード事件のときもやって、議員同士でも議論もしました。そのときには、やっぱり司法の捜査を待ちたいと。だけどそこでは国会の場と両方の両輪でやるというような合意を、当時の5党で出されている。それであるならば、様子待ちではなしに、やはり私たち議員としても議論して、やっぱりそういうことは、小西委員も言ったのですけれども、透明性があればいいということなのですけれども、疑惑が繰り返される根っこには、金で政治をゆがめるという献金があるから、みんな禁止だということを言っています。それが建前でつながれて、ずっとつながってきているのが、やはり今の現状だと思うのです。

そういうことに立てば、企業・団体献金の禁止を求めるということだけ、請願の願意があるわけですが、それだけでも私は一致できると思うのですけれども、その辺も含めても、ほかの委員は、請願者の願意はそこだと思うので、その辺はどうですか。

○小田部委員長

どうですかではなくて、委員長として、各委員の意見を一人一人聞きましたから、それは同意見になるだろうと。

違う意見のある人がいれば、ここで発言を願います。

ないので、というふうな理解をいただきたいと思います。

この際、委員長としても発言しますが、公にかかわるものすべてに対して、社会的通念上のやっぱり倫理観というか、特に政治家というふうな厳しい指摘が、今のこの問題の根っこに根深くあるのだろうと。

そんな中で、献金の問題だとか、あるいは今後

要請される規正法、こういうふうな問題は、飯田委員がおっしゃるように一体のもの、関連のもの、こういうふうな理解をしていますが、現状の政治のあきらかめ、一気によくなるわけではないかと、こういうふうな半端な理解ではなくて、各委員の意見は、みんなそういったことを踏まえた中で、なお今回のこの請願については意見の一致を見ないと、そういうふうなことなので、そのような仕切りをさせていただきますので、飯田委員、よろしくお願いします。

それでは、請願第81号につきましては、一致を見ませんので、継続というふうな扱いにさせていただきます。

請願第88号義務教育費国庫負担制度堅持・負担率2分の1への復元、教職員定数改善、就学保障充実等2011年度予算編成に向けた教育予算確保・拡充を求める意見書提出についての請願、これを審議いたします。

御発言を求めます。

○山田委員

これも4回目の審議になるのですが、例年、これは早いうちに皆さんが納得していただいて、意見書を提出した経過があるというふうには私は記憶しているのですが、ことはいろいろ審議がありまして、こういう形にはなりましたが、私としては、今、地方分権、地域主権含めて、これから一括交付金的なものがいろいろ出てくる時代がますます来るという話も今あるわけですし、そうなるだろうという期待を含めて思っていますが、ただ、やはり国がきちっと手立てをしなければならない部分はしていかなければならないという部分が一つございますから、そういう意味では、義務教育費の国庫負担というのは、これはやはり国がきちっと、どこにいても同じ状況で教育が受けられるという一つの要件にもなるわけですから、ここはしっかり2分の1の復元を含めて、ぜひ皆さんの御理解をいただければ採択していただいて、時期は非常におくれている、もう新年度になりますけれども、網走市としては、市議会として御理解いただければ、意見書の提出にぜひもっていただきたいと思います、こんなふうに思います。

○飯田委員

当初から通すべきだということを主張してきました。

特に提出された以降、非常に行政がまた変わりました、民主党政権の地域改革、主権改革ということが、またこれに逆行しているような一括交付金をどんどん進めるようなことなのですが、やはり教育費という、国の根幹である子供たちを育てるという意味から考えると、しっかりと補助金化して、確保してやるべきだと。特に地域主権改革がこういうような考え方に私は逆行しているので、そういう意味からも、しっかりとこの請願で声を上げていくべきだと思います。

○岡本委員

何回目かの……。

○小田部委員長

4回目です。

○岡本委員

私は100%否定するものではないのですが、いわゆる30人学級と教職員定数の改善を早期に実現することということに関して、もう教職員が余るというか、やっぱり子供の児童、生徒数との関係で、教職員がもう余ってくるということがはっきり目に見えている状況に僕はあるというふうに考えておりますので、前回は申し上げましたが、そういった状況を考えてときに、私はこれを採択という形にはちょっと……。

○小西委員

今回、最初にことしの6月議会で最初に審議をして、以降、3回やってきた。私はこの件について、過去にどのような発言をしたのか定かでない部分もございますが、いずれにしても、こういう子供たちにとって、要するに機会均等ですか、そういう国が手当をする、当然なことだというふうに理解はいたしますが、今、岡本委員がおっしゃっていたように、網走市議会として国に対して要請する場合に、網走にあっては30人学級というものが、それを超えているのはほとんどないような状況だというふうに理解をしておりますが、いずれにしても、この辺の、私の過去の発言は、ちょっと申しわけないのですが、どういうふうなことだったか、本当に思い出せないのですが、いずれにしても、言っていることは理解いたします。その辺で……。

○小田部委員長

理解はしていただけるのか、これを採択すべきなのか、継続すべきなのかの判断をいただきたい。

○小西委員

だから、言っているように、過去の発言は定かではないですけども、今のこの案件については、内容については、理解をする、できるというようなことでありまして、そういうことであると賛成の側になると。

○高橋副委員長

過去にそれこそどういった発言ということをおっしゃいましたら、私も定かではないのです。けれども、教職員の定数、むやみに削減して、ふやすということ、これは果たして当てはまっているのだろうか、こんな感じがいたします。ただ、学校が統合されていくという、こういった現状を見ますと、やはりこれは当てはまらないかなと、そんなように感じます。

よって、今回も私も見送らせていただきたいと思います。

○小田部委員長

今ここで岡本委員と高橋委員が、この請願第88号については、賛同できる部分もあるけれども、なお問題があると、こういうふうな御発言をいただいたと思います。

そこで、ここで委員長が発言しますと3対3になる。これは意見の一致ですから、1人でも賛同ができなければ、採択は不可能な案件であります。これは皆さん御案内のとおりです。

そこで、私が発言してしまえばそういうふうなことになりますので、あえて岡本委員、いかがでしょうか。これはなお継続すべきと、こういうふうな御判断をいただきました。高橋委員もそうなのです。それで、意見の変更といいますか、理解の範疇が、それであればそのように一言言ってもらえばよろしいかなと。

○岡本委員

私は教職員の定数の問題、いわゆる30人学級を否定しているわけではありません。ただ、直近に教職員が不足の事態に陥らないと私は判断をしていますから、そこで教職員をふやすことを含めてやっていくことにしたら、児童数が減ってきたときに、教職員の生首を切れるのかということにもつながるというふうな観点もありますので、そういった観点で、私はこの請願については採択をできないというふうな意見を言いました。

○小田部委員長

山田委員、簡単に。

○山田委員

もう一言、皆さんに理解してもらえれば、全員が理解してもらえるのではないかと勝手にちょっと思ったのですけれども、一言だけちょっと言わせていただきたいので、よろしいでしょうか。

○小田部委員長

はい。

○山田委員

今、岡本委員、それから高橋副委員長からも出ていましたけれども、岡本委員も30人学級については賛同すると。

それで、去年、ことしと、教職員というのは、今、採用枠をふやしています。確かに岡本委員言うように、これから少子化の時代を迎えますと、児童数が減ってくる、子供たちが減るとなると、本当に教職員、ふやしたとしてどうなるのだという御心配も十分わかるのですが、基本的には30人学級、網走の場合は子供が減って、いろいろな部分で30人学級に近い実態はあるのですが、制度としてはまだ確立していないのです。

それで、30人学級をちゃんとするというのもしなければ、児童数が減って教職員が余るのかどうか、私もわかりませんが、逆に黙っていて30人学級に近くなっていくということは出てくる可能性も多分にあるので、ここの2番では、30人学級と教職員定数の改善、改善とうたえばふやせというふうに自動的になりますけれども、全体を見合わせた中で、30人学級に近い教職員の定数配置というのが、見直すべきだという意味での考え方だというふうに私は思っていますので、もし両委員、副委員長含めて、もしその辺、御理解いただければ、採択の方向に近いのかなと勝手に思ったものですから、ちょっと委員長には申しわけないのですが、言わせていただきました。

○小田部委員長

そのことに対して、意見の変更ありますか。ありませんね。

(「ありません」の声あり)

○小田部委員長

この請願第88号は、今、2011年の予算が参議院に回っている最中であります。これは民主党政権であります。

それで、子ども手当のほか、高等学校の無償化等々、マニフェストも公約も政策も一つの民主党政権ですから、そういう中で全部関連するもので

あります。

ですから、今の両委員の採択には至らないと、こういうふうな意見の一致を見ませんので、これは委員長として、委員会としてそのように仕切らせていただきますので、御理解をいただきたい、このように思います。

それでは、これは継続といたします。

それでは、請願第92号消費税増税に対する意見書提出についての請願、意見をいただきます。

○飯田委員

これも提出してから大きく状況が変わっています。

特に菅首相が突如言い出しまして、その後、反省したかのように言ったのですけれども、消費税そのものは、何回も議論しているとおり、所得に応じた累進課税とは全く逆行するものだということは私も申し上げてきたし、皆さんも御承知のとおりだと思います。

この請願で、経団連が法人税の減税を求めていると。それが暮れに、5%、1兆数千億の財源をどこから求めるのかと思ったら、民主党政権に自公政権の重要閣僚だった与謝野氏を入閣させて、消費税増税をやると。

そういうことからいうと、やはりこの消費税増税に反対する意見書の中身というのは、それらを見通した上で、特に社会保障のためということで今までやってきたので、前回の議論で消費税増税されてから20年たって、3%から5%に上げて、国民は200兆円以上の消費税を払ったけれども、大企業の法人税の減税に200兆円近く使って、社会保障には使われなかったという事実からしても、私は非常に今の動きは危険だと思いますし、消費税増税が、恐らく世論調査では、社会保障のために使うのだったらいいよというので、そういう設問を設けたところでは賛成は多数なのですが、社会保障に使わないで消費税増税だけ、それから生活費には課税しないというところでは拮抗しているというような現状からすると、やっぱり所得に応じた累進課税の税制抜本改革というふうなことで私は財源を求めるべきだし、法人税減税のための穴埋めの財源のためにこういうものを使うということについては、非常にこの当時から申し上げていたとおり、反対であって、何としてもこの請願を、網走市民の方の意思を示してほしいと思います。

○小西委員

今、飯田委員から説明もございましたけれども、私、消費税を含めた、国民、基本的には増税にはだれしも反対だというふうに思っておりますが、ただ、国の今の財政状況等を考えますと、どの政権にあっても、やはり歳入を確保する方法としては、消費税の増税もありきだなというふうに私は理解しています。

ただ、増税に対して、丸飲み賛成という立場ではありません。今、飯田委員からもちょっとありましたが、出ておりましたけれども、食料品などの生活費、これは対象外とするような工夫の検討は必要だというふうに思っています。

そのようなことから、消費税の増税に反対することについては、私はこれについては賛成はできないという立場でございます。

○岡本委員

簡潔に申し上げますと、やっぱり今の平成23年度予算で、極めて過去に例のない状況での予算組みであるかと思っていますし、消費税、本当に小西委員ではないですけども、増税はだれしもOKする、本当に気持ちから増税に賛成する国民なんていないというふうに思っていますが、やはり現状の社会保障制度をどうするのかというふうに考えたときに、やはり国家財政を考えたときも含めて、やはり国民の懐という部分では、やはり社会保障制度にしっかり照準を当てるというふうなことで、やはり消費税の増税は私はいたし方ないというふうな観点でありますので、消費税増税に反対するというふうな請願については、私は反対をします。

○山田委員

小西委員も言われたように、だれしもが増税はしてほしくないのは事実なのですが、今、何人かの委員から出たように、今、国の国債が900兆円とも言われますし、いろいろ入れますと1,000兆円超えるという話も出ているわけですから、ただ、社会保障費というのは、内容を見直すというのは別にして、これをとめるということには基本的にならないということになれば、何かの部分で財源は確保していかなければならない。

今の政権の中で、社会保障費と消費税をあわせる中で論議をしていく、こういう話が出ていまして、これがどういうふうに進むか、まだ未定ですけども、社会保障費のあり方と税のあり方とい

うのは、本当に今、考えていかなければならない時期が来ているというふうに私は思います。

それで、消費税ありきというふうには思っていないんですが、もし消費税が必要となれば、今出たように、還付の方法があるのか、それとか所得の累進課税ではないですから、物品税的なものに変えていくという方法もあるのか、これはいろいろな論議が中身的にはあると思いますし、将来的に、やはり税収を上げなければ、今の国自体が破綻する可能性もありますので、無駄遣いは確かにやめなければならない、もっともですけども、その辺の論議は私は必要だというふうに、税の関係は。

ですから、ここにうたわれているように、消費税増税に反対すると、この時点というのは私はまだ難しいと判断します。

○高橋副委員長

私も、今皆さん言われたとおり、目的税としてどうしても必要な消費税ということであれば、その議論に耳をふさぐつもりはありません。

よって、この請願につきましては賛成いたしかねるというところでございます。

○小田部委員長

飯田委員以外、賛同しかねるという意見であります。

委員長としても、残念ですけども、税収よりも3兆円も上回る44兆円の禁じ手の赤字国債を発行して予算編成がなされましたし、飯田委員が御発言ありましたとおり、与謝野大臣を登用した、そのポイントは、やっぱり財政と税制が不離一体のものだと、こういうふうな内閣の考え方に沿って、今回、こういうふうな状況になっておるのだろーと思っていますし、そのことをもって、マニフェスト云々で民主党政権自体が悩み、苦悩しているという実態をかんがみて、やっぱりこれは避けて通れるのか否なのか、その手法はいろいろあるけれども、こういうふうな理解をいたしております。

よって、飯田委員の意見に賛同できないことは残念でありますけれども、請願第92号については意見の一致を見ませんので、継続扱いと仕切らせていただきます。

請願については最後です。請願第93号衆議院の比例定数削減に反対する意見書提出についての請願、御意見をいただきます。

○飯田委員

今の政治状況を見ると、いわゆる国民の願いと国会のねじれ、国会のねじれではなくて、国民と国会とのねじれが今のような現状を生んでいると思います。

それはとりもなおさず、今の小選挙区制、その中で、その当時、小選挙区制を推進した細川元首相だとか、河野洋平元衆議院議長は非常に反省しまして、その当時の官房長官の武村さんなども、結果的には失敗だったと。

その中で、唯一残したのが比例の議席なのです。小選挙区がなかなか民意とねじれてしまうということからいうと、比例が唯一残る民意のはずなのですけれども、それをこの定数削減で比例だけを削るということになりますと、ますます民意が届かなくなるし、少数党は、ここに書いてあるとおり、死に票が多くなるということから、私は何回も議論しているとおり、選挙制度や議会運営の問題は民主主義の基本で、議会制民主主義の根本となるものなのですけれども、何としてもやっぱり比例定数は残すべきだし、削減してはならない。ますます民意と国会がねじれていく原因になりますので、その辺は各委員の皆さんも思いはそれぞれありますが、基本的なことでは合意できるのではないかなと思いますけれども。

○山田委員

これも何回か議論をしていますし、きっと委員長の頭の中には、後ほどの要請の中とかなり似ているのです。ただ、請願と要請は違いますから、ここで論議したのが要請につながる可能性も一つありますけれども、ここで論議させてもらいますが、今、飯田委員から出たように、やっぱり小選挙区ができた時点で、この比例ということが制度の中で出てきたというふうに私も思っています。

今、いろいろ裁判含めて、1票の重み、1票の格差が論議をされています。

それで、小選挙区というのは、確かに2大政党含めて、そういう方向性で選挙制度を変えてきたということは、これは私は事実だと思いますが、前回の委員会の中でも、選挙制度を中選挙区制度も含めて見直すようなことも、制度自体を見直すことを根本にしなければ、どうなのだろうという意見も委員から出ていたのも私も記憶がありますから、そういう意味では、やはり大事な1票の、なるべく死に票を減らすと、こういう視点という

のは選挙の場合、大事だというふうに思いますので、今回は比例定数削減の動きがあるということ、ここで請願が出てきているのは理解はしますけれども、私はここだけを固執して論議するのではなくて、選挙制度そのものの1票の格差、死に票を減らす意味、民主主義の原点でありますから、選挙制度そのものを、私は根幹からやはりきちんと考えて、比例のあり方というのがそこでおのずと結果として出るのではないかというふうに思いますので、ぜひそういう視点で私は考えるべきだと思いますので、これについては反対とか賛成ということではなくて、ちょっと視点を変えた中で論議をすべきだと。

ですから、これについては、比例だけの部分ですから、提出はしないと。

○岡本委員

今、山田委員からお話のように、前回のこの請願の議論で、私、まさに山田委員がおっしゃったことを私は意見として述べたつもりであります。やはり小選挙区の制度のこと自体が、僕は本当に問題ある選挙制度だと思っていますので、私はやっぱり死に票をなくする、あるいはしっかりした民意を反映するためにも、中選挙区制度がやはり、これまで私が投票権を持って国民の1人として投票をした側の気持ちとしても、やはり中選挙区制度がよろしいのではないかという考えでありますので、前回と意見が全く変わっておりませんので、この請願に対しては……。

○小西委員

私の思いが、まさに山田委員が述べていただきました。

いずれにしても、やはり比例定数も含めて、現行の480議席の見直し問題は、本当に選挙制度含めて、今後、ぜひ国会で、与野党別にして議論をしていただきたいというふうに思っています。

また、この請願の中にある、比例代表、民意を議席に正確に反映する選挙制度は比例代表だというふうに言い切っているのについては、私は違うでしょうという思いはしております。

いずれにしても、お二人からあった1票の格差の問題、これは衆参問わず、そのような問題が起きておりますので、いずれにしても比例代表に限らずに、山田委員もおっしゃっていた、岡本委員も同様な趣旨でおっしゃっているような選挙制度

の改正、そういうような視点で進めるべきだというふうに思っております。

したがってこれについては、比例だけの話ではないということです。

○高橋副委員長

私も前回、反対した一人ですけれども、やはり選挙制度、これが一番私の中では引っかかるところでありまして、こういった制度自体をまず見直すべきだろう、そんなふうに思っております。確かに民意がすべて反映されるかどうかということに対しては心配なところもあります。

そういった意味から、私はこれにつきましては反対の立場です。

○小田部委員長

民主主義の成熟度を高めていくためには、これは未来永劫、永遠の課題だろうと、このように思います。

よって、ただいま委員の皆さんの意見を聞いたところで、一致を見ませんので、これは継続として仕切らせていただきます。

次に進みます。

陳情 1 件、新規であります。

陳情第26号釧路地方裁判所網走支部及び釧路家庭裁判所網走支部に裁判官を常駐させることを求める意見書提出についての陳情、御意見をいただきます。

○飯田委員

前から言われてきていたのですけれども、網走の裁判所ということで、釧路地裁の網走支部ということで、非常に裁判の件数、それから時間等考えますと、裁判官が少ないという問題に行き当たるわけです。

そういうことから、北海道弁護士会連合会のほうからの陳情の要請がございます。ここに書いてあるとおり、憲法に沿って、何人も裁判を起こす権利はあります。ただ、それが長期化したり、それから、今、網走市なり北見市から行くのに、釧路市まで通ったりしなければならぬという不便を考えますと、やっぱりそこは、ここに書いてあるとおり、常駐させるという方向をしっかりと国に上げていくということが私は必要だと思います。

○小西委員

私もこの陳情の文言、陳情の全文を読みまして、てっきり私は常駐しているというふうに思い

込んでおりました。支部が存在しながら、裁判官が常駐していないというのは、これは本当にあってはならない、とにかくそれは常駐して、そういうようなことで対応に当たっていただくということは当然のことだというふうに思っておりますので、これについては採択と。

○岡本委員

網走支部に裁判官が常駐していないというのは、改めて憂慮される事態です。犯罪の件数等々、増加している状況もあるし、刑事裁判だけでなく、民事裁判も当然あると思いますので、ここは陳情第26号については、私は賛成したいというふうに思います。

○山田委員

皆さんから出ていました。くどくは申しません。憲法からいっても、司法の場でもやはり公平、平等の権利というのは皆さん持っているわけですから、そういう意味では、やはり網走市の裁判所に裁判官が常駐していただくと。そのためにも、裁判官の数が足りないならふやすことも含めて、賛成したいと思います。

○高橋副委員長

全く同じ意見です。

○小田部委員長

委員長も皆さんの意見と同感でありますので、これは全会一致をもって意見書を提出すると、このように決定をさせていただきます。

文案につきましては、今つくっておりますので、後から皆さんに配付しますので、次に進ませていただきたいと思います、このように思います。

要請 2 件。

10番目の少数政党を排除し、民意をゆがめる衆議院比例定数削減に反対する意見書提出要請を議題とします。

先ほどの案件とかわかりますが、御意見をいただきます。

○飯田委員

先ほど議論させていただきました。定数削減だけでなく、選挙制度そのものまで言及されまして、前にも小選挙区のことを議論したことがあるのですけれども、そのときよりはかなりいい意見だったかなという感じがします。

ただ、今回ののは、私は比例定数削減というのは、今言った小選挙区に多い死に票をなくす中選挙区、中選挙区ができるまで、比例がそういうよ

うな民意を幅広く反映できる制度だと。だから、この削減についてしないしてほしいと。それと同時に、選挙制度の抜本改革というのは並行して進めるべきであって、それを議題に上げないから比例定数削減はないということではなしに、私はその議論を並行して進めて、中選挙区だったら中選挙区が、今の小選挙区よりもっと民意を吸い上げる形ができるまで、この比例が民意をくみとれる制度なのです。

そういう意味からも、先ほどの議論の続きでもあるのですけれども、そういうことを踏まえて、私はもっと委員の方がそういうことを踏まえた意見を出されることを希望して、この意見書を理解してほしいと思います。

○山田委員

先ほどと違うのかというと、中身的には同じだと思うのです。

今、飯田委員から、選挙制度の見直しはまた別に並行して、そして今、比例の関係の削減が出ているから、それに対してという話がされていますけれども、ちょっと私としては、小選挙区ができたときに、確かに、わかりませんよ、もくろみとしては2大政党だったのかもしれない。

ただ、ここに書いているように、結果として少数政党を排除するのかもしれませんが、今、現存として小選挙区制度と比例区制になっているわけですから、ここをどうだこうだというふうに触れても、私は選挙制度そのものを論議しなければならないというふうに、考え方として飯田委員からありましたけれども、ここは私として捨て切れないところなので、これについても先ほどと同じ考え方です。

○岡本委員

山田委員から今お話ありました。私も全くそのとおりで、やはり少数政党を排除し、私は排除しているというふうな視点はないのです。今回議論しているのも、中選挙区というのは、いわゆる選挙制度の抜本改革ですから、そのことによって少数政党と今言われていることだって、そういうふうな排除という形にならないわけで、ですから、ちょっと要請の願意というか、少数政党を排除し、ということとはちょっと異なっていると。民意を反映させるために、僕は中選挙区制のほうがいいというふうな根本議論をしているわけで、山田委員が申し上げておりましたことと私は全く同

意見です。

○小西委員

私は、先ほど請願の93号のところでそれに関連する意見を述べさせていただきましたが、その枠を超えていません。

○高橋副委員長

選挙制度というお話が出ましたけれども、私の中では、一番すぐれているのは中選挙区制というふうに考えております。民意が全く反映されないかといったら、それに向かって必死になって選挙を戦ってきている議員もおるわけです。

よって、やはりこれにつきましては、先ほどと同じく、賛成できません。

○飯田委員

少数政党を排除することにならないというけれども、結果的には排除するから中選挙区がいいということに私はなと思うのです。だから、それは並行して進めて、今の制度そのものでは排除する制度になるから、いろいろな意見が出てくるのだと思う。

だから、私は共産党だけでなくて公明党だって、その他の新党だって、さまざまな影響を受けることはある。だけれども、何とか比例で残って、高橋委員が言った、小選挙区で生き残るのは、それは努力ですけれども、それだってギブ・アンド・テイクでやっているようですから、何とか残っているということなのです。

ただ、だけれども、それにしたって、比例で何とかろうじて残っているものが、比例を削減するとほとんど全滅に近いというようなのが、これは共産党が試算したのでなしに、ほかの新聞社の試算でも全部そういうことが流れていますので、そういうことからしても、比例定数が少数政党排除しないということには私はならないと思うし、中選挙区がいいというのも、今の小選挙区の害悪を認めた上で、私は少数政党を結果的には排除することになっているのです、小選挙区は。ここら辺を考えた上の、私は比例定数の削減に反対ということの願意なのです。

○小田部委員長

熱心ないい意見がたくさん出て、参考にもなります。

私も一言言わせてもらおうと、小選挙区と中選挙区を抱き合わせているのは北海道議会議員選挙です。北海道議会が1人区と、5人区、6人区があ

る。こういったことはいまだかつて北海道で議論されたことがない。今、国会の政治の関連というか、そういうふうなことでこういうふうな意見が出ていますが、やっぱりそういったことも、今、各委員が言ってくれたようなことを心しながら、これから本当の意味で日本の選挙制度がどうあるべきか、地方の民意がどういうふうにならなければならないのか、こういったこともよくこれを契機にお互いに議員として研鑽を積んで議論していきたいと、このように思います。

本件については意見の一致を見ませんので、これは提出をしない、こういうふうなことで御理解をいただきたいと思います。

最後の案件であります、11番の政治腐敗根絶のための政治資金規正法の改正を求める意見書の提出要請について協議をいたします。

○飯田委員

先ほど金銭腐敗のことで請願を議論しました。

今の小沢さんの問題にしても何にしても、政治資金規正法の範囲内でやっているから私は罪にならないかということになるのですけれども、ただ、先ほども言いました、ロッキード事件以来、司法の場の審査と国会の場の審査、これが両輪である。政治資金規正法が抜け穴が多いということは前から言われているのです。ここに書いてある、記に書いてある6項目については、これを徹底しない限りは、第2の小沢さん、第3の小沢さんが出てきても不思議ではないし、皆さんそう思っているのでは。そのためにも、政治資金規正法の改正を求めるというのも、私は皆さんの世論のそういうような声にもこたえることになるということになると思います。

○山田委員

先ほどの請願の中で私も言いました。企業や団体の政治献金というのは、私は廃止すべきだなという考え方を持っています。

ただ、今、規正法の話がありまして、小沢さんとかいろいろ名前ありましたけれども、どのような法律があっても、それをきちっと、本当は姿勢の問題で、守れば問題はないのですけれども、逆に抜け道があるからやってしまう方もいるということでこういう問題が出てくるので、飯田委員が言うように、規正法をやはりきちっと見直して改正するということは、私は必要だと思うのですが、ただ、ここの記の六つで、例えば3番目の政

治団体間の寄附の制限とか、6番目の政党助成法の廃止とか、ここまで、まだいろいろありますけれども、項目別には論議したいこともありますので、これがすべて網羅された記の中での形になりますと、私としてはちょっと賛成するには難しいという考え方です。

○岡本委員

山田委員とほとんど意見が重なります。同じです。

いわゆる政治と金の問題というのは、やっぱり極論をいうと、政治家の倫理の問題ですから、それ以上でも以下でもないと思います。

それで、賛成できません。

○小西委員

一言で言えば、先ほど、これも請願第81号のときにいろいろ私の考えを述べさせていただきました。

今の現行の法律を守らない者がいるものですから、そんなことで、守ればそんなことはないということでもありますので、これについては賛成できません。

○高橋副委員長

私は記の6、これは特に賛成できません。

ただ、内容につきましては賛同できる場所があります。そのとおりと感じておりますけれども、現状は、記は変えることはできないだろうと思いますので、承服できません。

○小田部委員長

皆さんの意見いただきました。11番の政治腐敗根絶のための政治資金規正法の改正を求める意見書、これについては採択しないというふうなことで決めます。

さて、前段で全会一致で意見書を提出することにした陳情第26号、文案ができたようですから、配ってください。

陳情第26号釧路地方裁判所網走支部及び釧路家庭裁判所網走支部に裁判官を常駐させることを求める意見書提出についての陳情については、前段で全会一致で提出を決定させていただきました。

ここに意見書（案）を皆さんのお手元にいただいておりますが、この（案）をとって、以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する云々、これで決定したいと思います。よろしいですか。

○山田委員

提出先なのですが、僕もちょっと素人なのですが、法務省とあって、そういうところは必要ないのですか。最高裁判官長官宛でよろしいのですか。裁判官だから要らないと……。これでよろしいのですか。

○小田部委員長

事務局。

○山田委員

裁判官の関係だからこれでいいのか。

○小田部委員長

よろしいですか。

○小西委員

基本的には賛成というか、問題ないと思いますが、ただ、今、委員長のほうから示された意見書の（案）、一番上の（案）だけをとるというふうにおっしゃいましたが、私は、こういう関係機関に出すのに、2行目や3行目に、たくさん括弧書き、以下、裁判官が常駐していない何とかか何とかをいうだとか、これは私は必要がないだろうと。意見書として出すのに、こんな関係者にしたら、我々はなるほどなであれですけども、受ける側にしたら、これは全く不必要だというふうに私は思います。

○小田部委員長

委員長としてですけども、附則説明という、小西委員の、これがいいとか悪いの問題でなくて、いいか悪いかだけで、よろしいですか、小西委員の言うように、この括弧は削除すると。説明は要らんと。

○飯田委員

それはちょっとおかしいな。陳情者が……。陳情の意見はこっちで出すとしても。

○山田委員

こっちで判断すべきなのですが、もしあれでしたら……。

○小田部委員長

それで意見を……。

○小西委員

今、陳情者のほうからと言っていますが、この意見書を出すのは市議会が出すわけですね。だからそういうことでいけば、これは素人の人に出すのでありませんと、私はそう言いたいのです。だから、何もこんな括弧書きは不必要でしょうというだけです。一つぐらいの括弧書きだったらいいけれども、余りにもいっぱい括弧、括弧で。だか

ら括弧をとっても何も願意に支障はないと思いますがね。

○小田部委員長

委員長が先ほど言ったのは小西委員も理解していただいているんですが、意見書（案）を意見書にしますと、こういう意味で言いました。

そうしたら、それに関連して、この文案が非常に括弧が多過ぎると。こんなのは説明でしかないので、こういう関係省庁に出すに当たっては、この括弧は説明ですから要らないのではないかと、これは特別な議論ではなくて、皆さんがよければそのようにしたいと、このように思いますが、飯田委員、特別な問題はないと思いますので、よろしいでしょうか。

○飯田委員

いいのでないですか。

○小田部委員長

それでは、ただいま小西委員の言うように、この括弧の中の文案は削除して意見書を提出すると、このように決定をさせていただきます。

以上で、本日の審議議件、議案等々については全部終了いたしました。

この際ですから、委員の皆さんから何か御発言がありませんか。

（「なし」の声あり）

○小田部委員長

理事者側は何かございませんか。

（「ありません」の声あり）

○小田部委員長

なければ、以上をもって、総務文教委員会を終了させていただきます。

御苦労さまでした。

午前11時38分 閉会